浅井了意をめぐる正願寺新出資料について

高野昌彦

はじめに

浅井了意は、野間光辰氏の「了意追跡」[1]により現在京都市左京区新麩屋町にある正願寺の二世住職をしていたとされる。その際根拠となったのは、野間氏が正願寺で見られた「旧記の断片をペン書きにしたもの」の存在である。それまで、正願寺の住職了意について、次の記録から仮名草子作者浅井了意とは別人とされてきた。それは碓井小三郎氏編『京都坊目誌』上巻之二十八、上京第二十八区之部、正願寺の条に、[2]

○正願寺　新麩屋町通東側百十六番地五十八番戸にあり真宗大谷派木願寺に属す。慶長十七年僧了意。麩屋町丸太町の南に創立す。（以下略、傍線筆者、以下同じ）

とあるものである。慶長十七（一六一二）年に「僧了意」が創立したと書かれる。ところが仮名草子作者浅井了意は、『狗張子』の林義端による序文によれば、

洛陽本性寺の了意大徳は。（略）去年庚午の春。往に編集せる伽婢子の遺せるを拾ひ、漏たるを捜りて。狗張子若干巻を作り、その続集に擬んとす。（略）翌年辛未の元旦。意らざるに。遽然として寂を示す。（下略）

元禄四年辛未十一月日義端謹序[3]

とあることから、元禄四（一六九一）年元旦の逝去である。了意の享年は不明であるが、元禄四（一六九一）年元旦の往生年月日を持つ浅井了意が、およそ八十年前の慶長十七（一六一二）年に正願寺を創立したとは考えにくい。したがって正願寺了意と仮名草子作者の浅井了意は別人とされたのである。しかし、野間氏が実際に正願寺を訪れて目にされた「旧記の断片をペン書きにしたもの」には、正願寺

の開基は祐善とあり、了意は二世であった。これを根拠として野間氏は『京都坊目誌』の記述は誤りであり、仮名草子作者浅井了意が正願寺の二世住職であったとされたのである。しかし、来歴の定かでないこの「旧記の断片をペン書きにしたもの」とは、果たして『京都坊目誌』の記述を退けるに足る資料であったのだろうか。

この度、正願寺の現十八世住職臨由夫氏のご厚意により、これまで存在しないとされてきた過去帳や旧記などが見つかった。これらの新出資料によって、浅井了意が正願寺二世住職であったことが決定付けられるであろう。

一　正願寺「過去帳」書誌と来歴

まず正願寺の「過去帳」[4]について論じる。冒頭に「住職之次第」を付し、その後朔日から三十日の日付を付した日牌式で書かれ檀家の往生年月日が記載されている。「過去帳」の書誌は次のようである。

書型　折本（二十二折）

十八・二×五・七センチ（全て開くと二五八・一センチ）

表紙　前後に瓢箪文様の厚紙が貼ってあり、現在の表紙の色は薄い鶯色かと思われる。

次に、「過去帳」の来歴で明らかになった点について述べる。

正願寺「過去帳」「住職之次第」の部分(1)

正願寺「過去帳」「住職之次第」の部分(2)

「過去帳」の裏表紙には、「上京第卅三区大菊町／教導職松川得誠」と書かれている。この松川得誠は、後に紹介する「旧記の筆写」に十四世住職とされる人物で、右の「過去帳」の来歴に深く関わった人物である。現正願寺十八世住職臨由夫氏から伺ったところによれば、これから紹介する「過去帳」はおよそ五年前にある檀家より正願寺に返されたものであり、右の松川得誠が帰俗した際に、この檀家に預けたということである。したがって正願寺には長らくこの「過去帳」はなく、野間氏も見られなかったのである。

二　正願寺「過去帳」の成立時期について

さて、この「過去帳」の成立について考察する。その際根拠となるのは、「住職之次第」における住職の法名に冠する「釈」の筆跡である。「住職之次第」には十三名の住職とうち一名の妻の計十四名の名があるが、最初の「釈祐善」から十人目の「釈了円」までの「釈」と、次の「釈栄恩」の「釈」の字体が明らかに異なるの

である。

ここから、「釈了円」までは一人の住職の手によって書かれたことが分かるのである。このことは、今回の「過去帳」が、初め正願寺の何らかの歴代住職の記録を参考に、新しく記されたものであることを示している。そして後の住職によって書き継がれていったのである。本稿では、最初に「過去帳」を記した人物は十二世栄恩であると考える。なぜならば、後に紹介する「旧記の筆写」の「十二世栄恩」の所に「中興開基」と見えるからである。一度荒廃した正願寺を栄恩が中興する際に、歴代住職の名を「住職之次第」として整理したものと考える。

三　正願寺「過去帳」の記述

次に「過去帳」の内容について述べる。「過去帳」を開くとまず梵字が書かれている。⑤そして二折オ～五折オには「住職之次第」が記されている。開基祐善から得住まで、十二人の住職の名が連ねてあり、最後に栄恩の室貞松の名が載る。重要なのは、この「住職之次第」の二人目に「釈　了意　元禄四辛未年正月朔日」とあることである。二世住職の名は「了意」である。そしてさらに、その「了意」の往生年月日は、「元禄四年辛未正月朔日」であった。つまり、先に挙げた『狗張子』序文の浅井了意の往生年月日と完全に一致するのである。ここから浅井了意が正願寺二世住職であったことが考えられるのである。この「過去帳」は古い過去帳を受け継いで記されたと考えられ、これによって浅井了意が正願寺二世住職であったことは動かないものと思われる。以下その根拠を述べる。

五折ウからは、朔日から三十日までの日付を付した日牌式で、檀家の方々の法名、往生年月日が記されている。この檀家の往生年月日から明らかになることがある。往生年月日は、確実な年号で最も古いものが明和八（一七七一）年で、明治十一（一八七八）年が最も新しい。

この明和八（一七七一）年を「住職之次第」の住職の往生年月日と照らすと、七世了順の頃まで遡るのである。この「過去帳」を最初に記したと考えられる十二世栄恩が、何のために古い檀家の往生年月日を記したかは不明である。しかし、これらの檀家の法名や往生年月日が理由もなく記載されたものとは考えにくい。栄恩がこの「過去帳」を記す際には、元となる過去帳が存在していたと考えるのが妥当であろう。そして栄恩は、一度途切れた正願寺を中興するに当たり、歴代住職の次第や栄恩以前の檀家の往生年月日を、古い過去帳に拠って記したのであろう。つまりこの「過去帳」は、かつて正願寺に存在した過去帳を受け継いで作成されたものと位置付けられるのである。

したがって、正願寺の二世住職が了意で、しかもその往生年月日が「元禄四年辛未正月朔日」であることは信用してよいものと思われる。

四　「旧記の筆写」について

右の「過去帳」の他に、正願寺の建立から歴代住職の記録が書かれた資料も新たに見つかったので紹介する。主に筆で書かれていることから以下「旧記の筆写」と呼ぶことにする。「旧記の筆写」の書誌については以下の通りである。

装訂　二穴袋綴一冊（こよりで綴じてある）。

二二・七×一五・二センチ。

丁数　二丁。

行数　半丁十行。

表紙等はない。また、この「旧記の筆写」の特徴としては、「十四世得誠」までが筆で書かれている。「十五世大円」と「十六世正聚」は鉛筆書きで、先代住職の「十七世正昭」は青のペンで書かれている。

先に紹介した「過去帳」を最初に記したと考えた「栄恩」については、次頁に掲載した正願寺「旧記の筆写」(2)に、

十二世　栄恩　慶應三丁卯年／四月九日寂　行年／六十四歳

正願寺「旧記の筆写」(1)

江州浅井郡酢村常善寺祐恵弟ナリ／中興開基　号松ノ坊

と書かれ、「中興開基」とあるのが確認できる。また、右の「旧記の筆写」と先の「過去帳」の「住職之次第」を比べると、「過去帳」記載の住職が十四世得誠までという違いはあるが、それまでの住職の往生年月日は一致している。ただ、理由は不明であるが正願寺「旧記の筆写」(2)に見える「十一世了暢」の名は「過去帳」にはない。

「旧記の筆写」は野間氏が「了意追跡」で紹介された「旧記の断片をペン書きにしたもの」[6]とほぼ同一に書かれている。では、右の「旧記の筆写」と野間氏が紹介されたものとは、果して同じものな

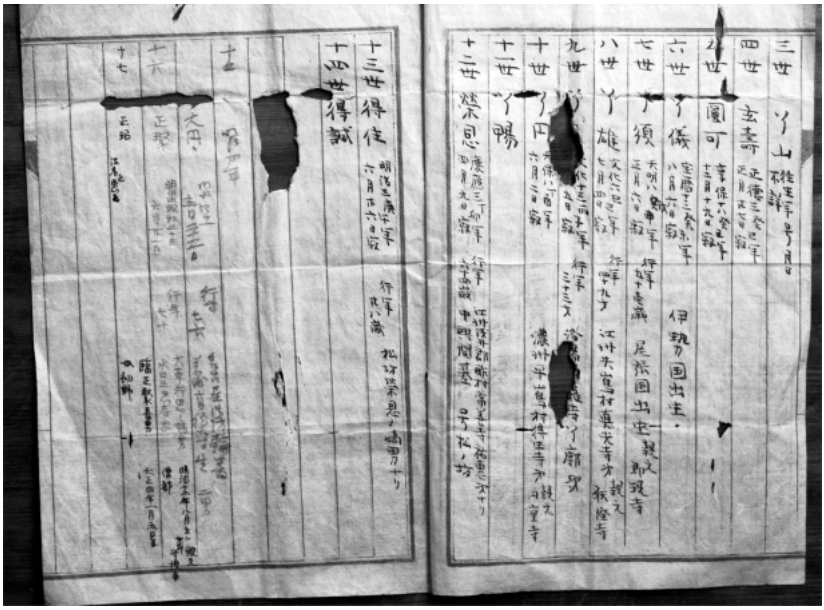

正願寺「旧記の筆写」(2)

のだろうか。結論から言えば、野間氏が見られたのは、今回紹介する「旧記の筆写」をさらに写したものである。なぜならば、野間氏の「旧記の断片をペン書きにしたもの」は、

文政五壬申□
弐百十一年ニナリ□

と二つの四角にされた不明の箇所があるが、これは「旧記の筆写」では、

文政五壬午
弐百十一年ニナリ　（破れ）

と、前頁に掲載した正願寺「旧記の筆写」(1)の破れの箇所に相当しているからである。つまり、空欄を表すと考えられる二箇所の表記は、これを表したものと考えられる。野間氏が「旧記の筆写」を直接見られたのではなく、後の住職がペン書きで写したものを見たのだとする根拠は、野間氏が「了意追跡」の中で、「この旧記の断片なるものも、「文政五年壬午」とあるべきところを「壬申」と誤記もしくは誤写している欠点はあるが、」[7]とわざわざ記されているからである。ところが「旧記の筆写」の方には、右に傍線を引いたように「文政五年壬午」と正しく書かれているのである。また野間氏の指摘はないが、「四世玄寿」の往生年月日が、野間氏のものは「正徳三癸亥年」と誤って書かれているのに対し、「旧記の筆写」は

「正徳三癸巳」と正しい。この「旧記の筆写」を誤写したのであろう。したがって、今回紹介する「旧記の筆写」は、野間氏が紹介されたものの原本と位置付けることができる。

ではこの「旧記の筆写」とはいつ頃筆写されたものだろうか。この「旧記の筆写」は、毛筆で書かれたのが「十四世得誠」までである。十分な筆跡の鑑定はできないが、始めから「十四世得誠」までに特徴的な変化は見られない。そして「十四世得誠」には往生年月日が書かれていないことから、今回紹介する旧記の筆写は、得誠が記したものと考えておく。得誠とは先の松川得誠である。この得誠について、正願寺に所蔵される『往生人法号及年月誌』に記述がある。

明治卅一年六月十日往生　　新麩屋町仁王門通
二十二年十二月七日ヨリ　釋得誠　　松川得誠
弔六十四名　　右ハ前住職ナレルモ都合ニヨリ
帰俗イタシ右職名相止ム

これによれば、得誠は明治二十二(一八八九)年から住職となり明治三十一(一八九八)年の往生年月日を持つので、その間に「旧記の筆写」は書かれたと考えられる。この『往生人法号及年月誌』は、天保十二年(一八四一)丑十一月八日から昭和三十年(一九五五)十一月二十日までの日付があり、その間の檀家や住職の往生年月日を書き継いで記していったもので、天保十二年以降の正願寺の過去帳というべきものである。その中の明治三十一年(一八九八)六月十日に松川得誠の事が書かれている。

それでは、この「旧記の筆写」の元となる旧記は、いつ頃記されたものなのだろうか。それは、「旧記の筆写」の破れのある箇所に「文政五壬午／弐百十一年ニナリ」とある記述から、文政五(一八二二)年と思われる。この時期に旧記を記すことができるのは十世了円である。したがって「旧記の筆写」の元となる旧記を記したのは十世了円と考えられる。以上の経緯を整理すると、

イ　文政五(一八二二)年、十世了円が旧記を記す。
ロ　明治二十二(一八八九)年～三十一(一八九八)年、十四世得誠がイの旧記を筆写(今回の「旧記の筆写」)。
ハ　後の住職が「旧記の筆写」を写す。(野間氏の「旧記の断片をペン書きにしたもの」)。

ということになる。今回、右のロの「旧記の筆写」を拝見できたことで、野間氏が紹介されたハの「旧記の断片をペン書きにしたもの」の出所が明らかになった。そしてこの「旧記の筆写」は、野間氏が論考「了意追跡」で記されなかった箇所の記述をことごとく明らかにするものであった。その間の住職の往生年月日や出生などが現在に至るまで書かれていたのである。ここから、正願寺の旧記が

書き継がれて行ったことが推測できる。よってこの「旧記の筆写」は信用に足る資料と言えるだろう。

そして注目すべきは、「旧記の筆写」でも「二世」が

二世　了意　元禄四辛未年正月元日寂

と「了意」とあることである。しかもその往生年月日は、「元禄四辛未年正月元日」であった。これは先の「過去帳」の記述と一致する。つまり、『狗張子』に知られる浅井了意の往生年月日と一致するのである。

この「旧記の筆写」は、「過去帳」の成立時期を推測させる重要な資料である。ただし、「旧記の筆写」にのみ「十一世了暢」の名があるなど不明な点もある。これは双方が別系統であることを示すことになるかもしれない。ともかく、双方ともに二世は了意となっており、また往生年月日が元禄四年正月元日であることから、浅井了意が正願寺の二世住職であることはほぼ間違いないと思われる。

五　正願寺真影裏面の張り紙について

正願寺十八世住職臨由夫氏から、開基祐善と了意に関する重要な資料をご紹介いただいた。それは真影の裏書で、親鸞聖人・教如上人・聖徳太子・浄土真宗の七高祖の四点全てに見られた。真影とは、浄土真宗においては不可欠のものである。現在、正願寺の属する真宗大谷派の宗憲第一章総則の第六条には、[8]「本派は、正法弘通の恩を謝するため、聖徳太子、七高僧、宗祖及び伝灯歴代の師主を奉安する。」と定められている。また、沙加戸弘氏のご教授によれば、親鸞聖人と先代法主（教如上人）の真影は本堂、そして聖徳太子と七高祖の真影は余間と呼ばれる本堂隣の一室に掛けられるのが通例という。

では実際に見て行く。それぞれ表の真影自体は新しい物と思われるが、全ての裏面に張り紙がある。これはかなり年代を経たものと思われ、恐らく真影を本山に申請して下された際に記録として裏面に書かれた「裏書」であろう。そして真影を新調するに当たり、「裏書」を切り取り、現在の真影の裏面に貼り付けたのであろう。その四点のうちの二点に「願主了意」の署名があった。以下これを紹介する。

a　「上宮太子真影」裏面の張り紙（傍線筆者、以下同じ。）

紙型　六八・六×三九・二センチ

本願寺釈常如（花押）

延宝五年丁巳孟秋中旬　書之

上宮太子真影　城州愛宕郡洛陽白山通

菊本町正願寺常住物也

願主釈了意

寄進釈宗円
釈妙寿

b　「三朝高祖真影」裏面の張り紙

紙型　六八・七×四〇・二センチ

本願寺釈常如（花押）
延宝五年丁巳七月中院書之
三朝高祖真影　城州愛宕郡洛陽

白山通菊本町正願寺
常住物也　願主釈了意
寄進釈宗寿
釈妙慶

漢字は現行のものに改めたが、およそ右のようである。ただし、了意が右の真影を東本願寺に願い出たこと自体は、野間光辰氏が「了意追跡」ですでに紹介されている。[9] それは大谷大学所蔵粟津家記録

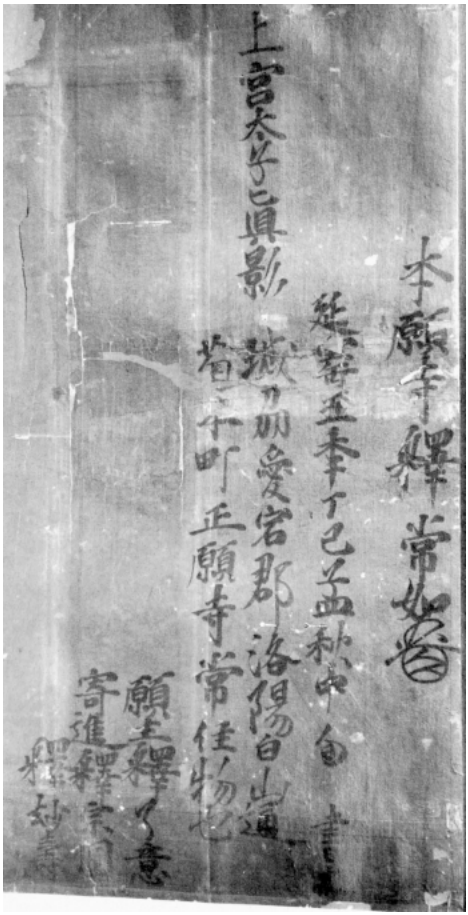

a　「上宮太子真影」裏面の張り紙

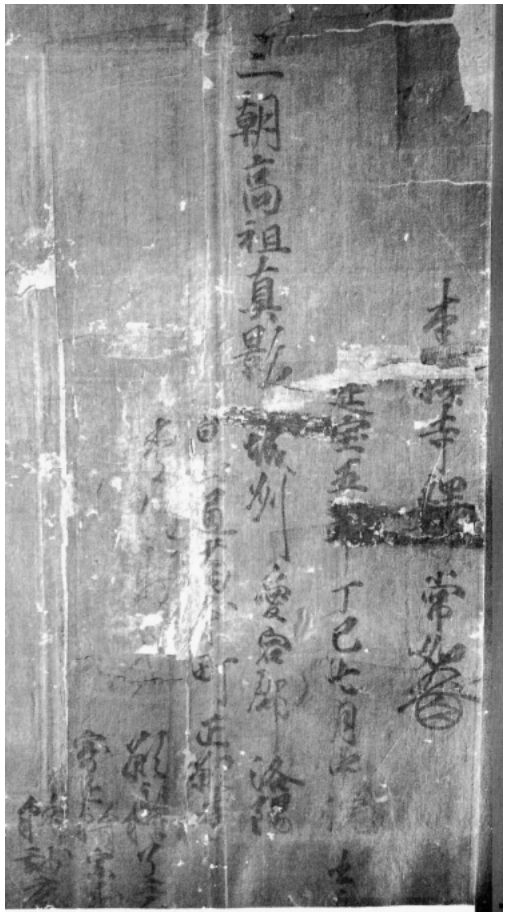

b 「三朝高祖真影」裏面の張り紙

『申物帳』におけるものであった。この『申物帳』とは、大桑斉氏によれば[10]、「東本願寺が末寺からの寺号・木仏・絵像・開山及び歴代御影・太子七高祖御影・飛檐・寺格・講中への御書などの申物を免許下附した記録帳」である。その『申物帳』延宝五(一六七七)年三月の条に[11]、

廿一日　　御賛御名

一太子七高祖　　太子寄進　宗円　妙寿

城州愛宕郡洛陽　　七高祖寄進　宗寿　妙慶

白山通菊本町　　正願寺了意

とある。正願寺の二点の真影の裏面の張り紙の日付は、「上宮太子真影」が「延宝五年丁巳孟秋中旬」、「三朝高祖真影」が「延宝五年丁巳七月中院(ママ)」とあるから『申物帳』に記載された三月「廿一日」の日付より少し後であるが、願主が了意であること、聖徳太子の寄進が宗円と妙寿で、七高祖の寄進が宗寿と妙慶であることは完全に

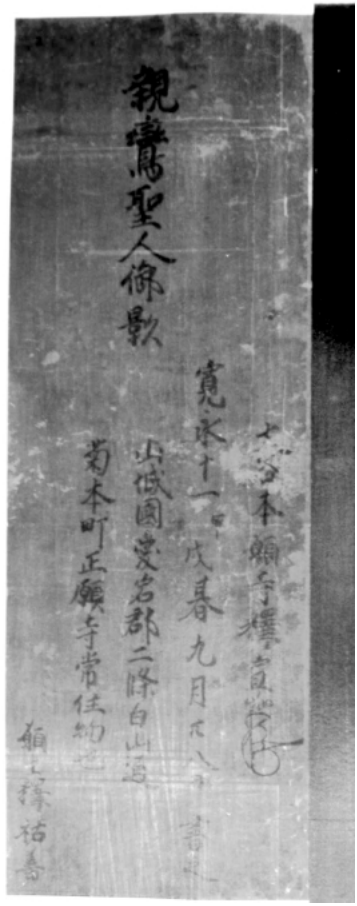

c 「親鸞聖人御影」裏面の張り紙

一致している。

さらに、同様の真影で後ろに正願寺開基である祐善の名が書かれた張り紙も確認した。

c 「親鸞聖人御影」裏面の張り紙

紙型 六七・四×二三・五センチ

大谷本願寺釋宣如（花押）
寛永十一甲戌暮九月廿八日書之
山城国愛宕郡二条白山通
菊本町正願寺常住物也
願主釈祐善

親鸞聖人御影

d 「教如上人真影」裏面の張り紙

紙型 六〇・九×四二・六センチ

本願寺釋宣如（花押）
慶安第三庚寅歳初冬五日書之
教如上人真影
城州愛宕郡洛陽二条
白山通土御門正願寺常
住物也
願主釈祐善(12)
為花井院妙宗禅尼
高木伊勢守令寄進者也

およそ右のように書かれていた。ただし、先の了意とは異なり、祐善がこのような真影を願い出たという記録は、『申物帳』からは見

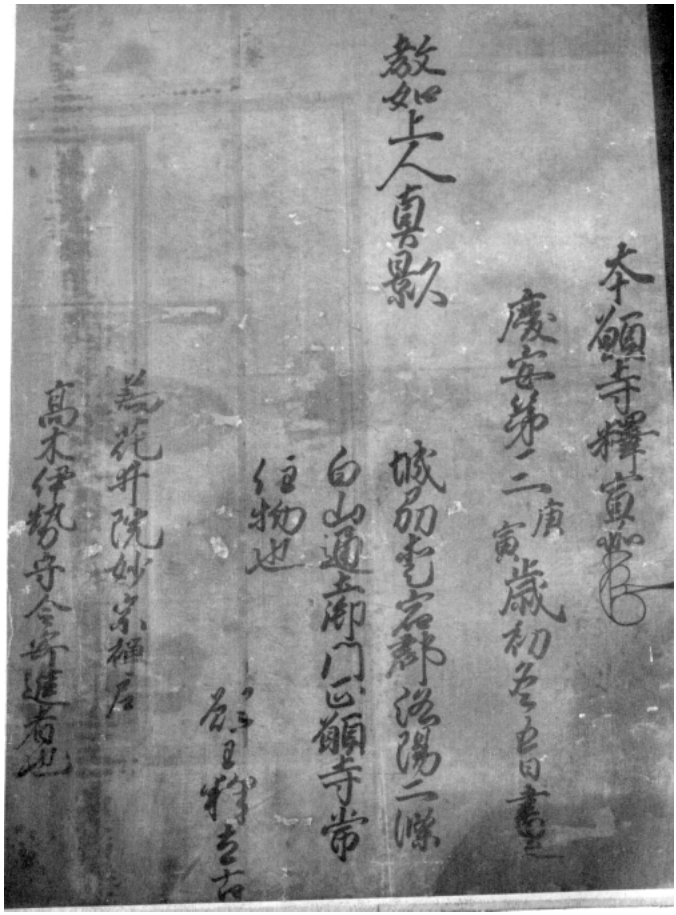

出せない。これはどのように考えれば良いのだろうか。上場顕雄氏は、[13]大阪寺院の寺号免許について、『申物帳』が一つの寺を除いて全く記さない例を指摘されている。したがって、末寺の申物が『申物帳』に全て記録された訳ではないようである。ともかく、右の祐善の署名のある張り紙が発見されたことで、これまで「旧記の筆写」や「過去帳」でしか確認できなかった祐善の名が、他の資料によっても確認されたことになる。そして祐善が、寛永十一（一六三四）年には「親鸞聖人御影」を、慶安三（一六五〇）年には「教如上

人真影」を願い出ていたという事実が明らかになった。ここから、正願寺の開基祐善は、少なくとも慶安三（一六五〇）年までは住職をしていたことを知るのである。

今回発見された真影裏書は、先の「過去帳」などと年号の点において矛盾するところはない。これらの新出資料からすると、もはや浅井了意は正願寺二世住職であったと考えて間違いないであろう。

浅井了意は、正願寺二世住職として「聖徳太子真影」と「七高祖真影」を揃えた。これによって正願寺は一つの寺としての体裁を整えることができたのであり、浅井了意は二世住職として立派に貢献したのである。

おわりに

これまで焼失により過去帳や旧記は存在しないと考えられていた正願寺に、紹介したような「過去帳」と「旧記の筆写」が存在することが明らかになった。また、願主が祐善と了意とある真影裏面の張り紙が四点も発見された。特にこの祐善の署名のある「裏書」が発見されたことにより、了意が開基であるとする『京都坊目誌』の記述は否定されることになる。これは浅井了意研究において重要な発見である。

そして「過去帳」と「旧記の筆写」に二世住職は了意とあった。そして二世了意の往生年月日は「元禄四年辛未正月朔日」とあり、『狗張子』序文で知られていた浅井了意の往生年月日と一致した。論じたように双方とも書き継がれた形跡が見られ、信用できることから、正願寺の二世住職了意は浅井了意であったと考えて間違いないであろう。

北条秀雄氏[14]によれば、浅井了意は延宝六（一六七八）年に『盂蘭盆経疏新記直講』（四月成）、『大原談義句解』（四月成）、『聖徳太子伝暦備考』（十一月成）と立て続けに仏書を書いている。そしてこれ以降、浅井了意の著述は仏書に集中するようになるのである。了意の転換期であるこの延宝六（一六七八）年は、了意が正願寺に二枚の真影を揃え、寺としての格を整えた延宝五（一六七七）年と正しく符合する。したがって今回の発見は、この時期の浅井了意の執筆活動を考える上でも重要と言えるだろう。

注

① 野間光辰氏「了意追跡」（初出は北条秀雄氏『改訂増補浅井了意』笠間書院、昭和四十七年三月二十八日。その後、野間光辰氏『近世作家伝攷』中央公論社、昭和六十年十一月三十日に所収。本稿は『近世作家伝攷』所収のものに拠る。）

② 『京都叢書』京都叢書刊行会、大正四年十月一日刊所収に拠り、引用は現行の漢字に改めた。

③　国立国会図書館所蔵、元禄五（一六九二）年版『狗張子』に拠る。尚、序文中に「洛陽本性寺の了意大徳は」とある「本性寺」とは、北条秀雄氏『新修浅井了意』（笠間書院、昭和四十九年九月十五日）によれば紙寺号で、実在する寺ではないとのことである。

④　沙加戸弘氏から、「住職之次第」を有し檀家の往生年月日を記載するのが通常の過去帳であり、今回の新出資料は過去帳に間違いないとご教授いただいた。よって本稿では正願寺の「過去帳」として論じる。

⑤　『梵字事典』中村瑞隆・石村喜英・三友健容各氏編著（雄山閣、昭和五十二年四月十五日）の十一～十三頁によれば、一折オは「シッ・チ・アラ・ソト」と読み、「成就吉祥」を意味する。また同書一八六～一八八頁によれば、一折ウの下の三文字はいずれも「ア」で、その異体字を記したものと思われる。そして一番上は「アー」である。

⑥　注①、一一一頁。

⑦　注①、一一一頁。

⑧　『日本仏教基礎講座5浄土真宗』早島鏡正・坂東性純両氏編（雄山閣、昭和五十四年七月二十日）。

⑨　注①、一一三頁。

⑩　大桑斉氏「近世真宗教団構造の諸類型」（『日本宗教史論集』下巻、笹原一男博士還暦記念会編、吉川弘文館、昭和五十一年十二月二十日）。

⑪　大谷大学所蔵粟津家記録『申物帳』による。

⑫　dの「願主」は「祐善」とは読みにくく、「立古」と読める。しかし、現存する正願寺の資料にはこれにあたる住職はいない。また、これも沙加戸弘氏のご教授によるが、「願主」とあるからには住職以外考えられないことから、本稿ではこれは「祐善」をくずしたものと考える。

⑬　上場顕雄氏「近世大坂の真宗寺院―都市寺院の形態と町人身分―」（『近世仏教の諸問題』圭室文雄・大桑斉両氏編、雄山閣、昭和五十四年十二月五日）。

⑭　北条秀雄氏『新修浅井了意』（笠間書院、昭和四十九年九月十五日、二四九頁）。

［付記］　本稿は、平成十三年度日本近世文学会秋季大会（立命館大学）での口頭発表に基づくものである。
貴重な資料をご紹介下さった正願寺十八世住職、臨由夫氏に心より感謝申し上げます。
また、『申物帳』の閲覧を許可下さった大谷大学図書館、ご教授下さった沙加戸弘氏、発表の席上ご教授を賜った石川真弘氏、渡辺守邦氏、和田恭幸氏、本稿を成すにあたりご助言下さった諸先生方に御礼申し上げます。